

おむつ代の医療費控除の証明書について

おむつ代に係る医療費控除を受ける者が2年目以降であり、要介護認定及び要支援認定をうけている一定の条件を満たす者は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて宮古島市が発行する「主治医意見書の内容確認証明書」を使用することができます。

● 対象者

おむつ代に係る医療費控除を受けるのが2年目以降の者であり、介護保険法に基づき要支援認定及び要介護認定を受けている者であり、寝たきり状態であることと、尿失禁の発生可能性があることが確認できる者。

● 申請の手続き

・本人又は委任をうけた代理人は、「主治医意見書の内容証明書交付申請書」を提出して下さい。（申請には申請者の身分証の確認、代理人の場合は委任状又は本人の身分証も確認します。）

・申請には手数料200円が必要です。

● 証明書の発行

おむつを使用した当該年、その前年又はその前々年（現に受けている要介護認定の有効期間が13ヶ月以上であり、おむつを使用した当該年に主治医意見書が発行されていない場合に限る）に作成された主治医意見書の内容から、障害高齢者の日常生活自立度が「B1、B2、C1 又は C2」かつ尿失禁の発生可能性の記載があることを確認し、主治医意見書の内容確認証明書を交付します。